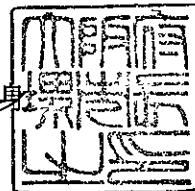




堺環指第 1952 号
平成 26 年 3 月 6 日

大阪府知事 松井 一郎 様

堺市長 竹山 修身



夢洲天然ガス発電所建設事業に係る計画段階環境配慮書についての
環境の保全の見地からの意見について（回答）

平成 26 年 1 月 31 日付け環保第 2531 号で照会のありました標記の件について、
別添のとおり意見を申し述べます。

夢洲天然ガス発電所建設事業 計画段階環境配慮書についての 環境の保全の見地からの堺市長意見

1. 配慮書について

本事業は、大阪市の夢洲にガスタービンコンバインドサイクル発電方式の天然ガス火力発電所を設置しようとするものであるが、本事業に係る計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）の内容及びその前提となる事業計画については、以下に示すとおり問題がある。

- 以下の理由により、本配慮書の前提となっている事業計画の客観的な実現可能性が認識できず、今後の関係者との協議・調整により、事業計画の内容が大幅に変更となる蓋然性が高い。
 - ・事業実施想定区域は、現在、公有水面埋立法による埋立事業中の区域であるが、現段階において、埋立事業者及び将来の地権者である大阪市と具体的な協議・調整がなされていない。
 - ・現段階において、関西地域で原子力発電及び老朽石油火力発電を天然ガス火力発電に置き換えることを位置付けた公的な計画等は存在しておらず、本事業の必要性について一般に認識されているとは言えない。
 - ・本事業により発電した電気を既存送電網に接続することについて、現段階において、関西電力（株）と具体的な協議・調整がなされていない。
 - ・本事業で使用する天然ガスについては、泉北地域の既存 LNG 基地を増強し、新設ガス配管で供給するとされており、既存 LNG 基地の増強及びガス配管の新設なくして本事業による発電は実施不可能であるにもかかわらず、現段階において、既存 LNG 基地に係る事業者と具体的な協議・調整がなされていない。
- 配慮書制度は、事業目的が達成可能で、かつ、現実的に実施可能な複数案における比較評価を行うことにより、事業による重大な環境影響を回避・低減しようとするものであるが、配慮書に記載の事業目的と事業者の説明とは一貫しておらず、本配慮書で設定されている 3 つの複数案が事業の目的を達成できる案であるか不明確であり、適切な複数案が設定されているか判断できない。
- ばい煙に関する事項において、ケース A（煙突高さ 80m・窒素酸化物排出濃度 3ppm）、ケース B（煙突高さ 50m・窒素酸化物排出濃度 0.4ppm）の 2 ケースが設定されていることについて、以下の理由により、適切とは言えない。

- ・例えば、煙突高さ 80m・窒素酸化物排出濃度 0.4ppm のケースについて、窒素酸化物排出濃度 3ppm でも環境基準を満足できることを理由に検討対象としていないなど、煙突高さや窒素酸化物排出濃度を様々に変化させた場合の比較検討がなされておらず、重大な環境影響が発生するおそれのある環境要素について、事業者の実行可能な範囲内で最大限の回避・低減を図る観点から適切な検討がなされていない。
- ・ケース B の窒素酸化物排出濃度 (0.4ppm) については、高度脱硝システムの導入により達成可能としているが、当該技術は未だ実験室レベルでの確認もなされておらず、今後、実証実験や具体的な設計開発、事業採算性や土地制約等も含めた導入可否の検討も必要である。このため、現時点で当該技術の導入を前提とした窒素酸化物排出濃度を予測の前提条件として設定することは適切ではない。

- 本事業は、最大で 1,000 万 kW の火力発電所の建設という既存事業と比べても著しく大規模な事業であり、例えば排水による水質への重大な環境影響も相当程度懸念されるにもかかわらず、計画段階配慮事項として大気質（窒素酸化物）しか選定されていない。
- 本配慮書では、例えば、二酸化窒素の最大着地濃度の値が記載箇所によつて異なっているなど、環境保全上適切な審査を行ううえで重要な部分の誤り、不備が散見される。

以上より、本配慮書については、環境影響評価法に基づく配慮書手続きの趣旨・目的が十分に達成されているものではなく、個別の環境要素について審査を行うべき水準に達していないと判断した。

今後事業を進めようとする場合は、上記の問題点について適切に対応・解決したうえで、事業計画の決定前の段階において、改めて、環境影響評価法及び関連する主務省令等に基づき、複数案の設定、計画段階配慮事項の選定並びに当該事項に係る調査、予測及び評価を適切に実施し、それらの結果について、配慮書手続きから開始する必要がある。

2. 事業実施想定区域について

既存 LNG 基地の増強及びガス配管の新設がたとえ事業者以外の者によって行われるととも、当該増強事業は、本事業と一体的に、密接な調整がなされて行われるものであることから、改めて配慮書手続きを開始する際には、既存 LNG 基地の増強及びガス配管の新設についても、当該増強等に係る事業者と調整の

うえで、対象事業の一部として、事業実施想定区域に含め、その環境影響について検討の対象とすること。

3. 関係地方公共団体の範囲について

事業者は、地域住民の大気汚染への不安・懸念への対応として関係地方公共団体の範囲を半径 20km と設定し、本市に対しても図書の縦覧依頼及び意見照会を行っているが、本市について「環境に与える影響はないと判断している」と説明するなど、関係地方公共団体及び意見照会を行う自治体の範囲の考え方が不明確である。改めて配慮書手続きを開始する際には、関係地方公共団体の範囲について、環境影響評価法及び関連する主務省令等に基づき適切に判断するとともに、その根拠を明確にすること。

4. 縦覧等の手続きについて

本来、事業者が市民からの意見書を受付するにあたり、関係する自治体に縦覧場所の提供等を依頼するのであれば、市民への適切な情報提供の観点から、意見書の受付と当該自治体における縦覧等の対応とは同日から開始されるべきところ、今回、事業者自身の対応の遅れにより、本市における閲覧開始が遅れたことから、改めて配慮書手続きを開始する際には、あらかじめ十分な時間的余裕を持って関係機関と協議・調整を行うなど、円滑な手続きの実施に万全を期されたい。